

認定研修施設制度規則

第1章 認定研修施設

- 第1条 公益社団法人 日本矯正歯科学会(以下「学会」という)が、矯正歯科治療に関する十分な専門的知識と技能を有する者を養成する上で適正と判断した研修施設については、学会研修施設審査委員会が審査した後、理事会の承認を経て、日本歯科専門医機構へ認定審査を申請する。
2. 認定研修施設は、主たる基本研修施設（以下「基本研修施設」という）と従たる臨床研修施設（以下「臨床研修施設」という）からなる。
 3. 基本研修施設は、別に定める所定の研修項目、研修時間を基準とする講義、実習、演習セミナー等を含めた矯正歯科基本研修と合計150症例以上の矯正歯科臨床研修を行う。
 4. 臨床研修施設は、矯正歯科基本研修の症例を含め合計150症例以上の矯正歯科臨床研修を行う。
- 第2条 基本研修施設は、歯科矯正学に直接関連する学問分野を教授する講座（分野）の管理指導医たる主任教授の指導の下で、大学の附属病院において主に矯正歯科治療を行う診療科（室）とする。
2. 臨床研修施設は、本学会が適正と判断した医育施設もしくは医療施設とする。
- 第3条 基本研修施設あるいは臨床研修施設の認定を受けようとする施設は、本学会に申請の上、学会研修施設審査委員会の評価を受けることとする。
- 第4条 （基本研修施設の申請資格）基本研修施設の認定を受けることができる施設は、次の各号を満たす大学の診療科に限られる。
- (1) 矯正歯科専門医制度規則第6条（3）の基本研修が可能なこと
 - (2) 研修指導医が1名以上常勤していること
- 第5条 （臨床研修施設の申請資格）臨床研修施設の認定を受けることができる施設は、学会の示す研修目的を達し、次の各号を満たす医療施設に限られる。
- (1) 矯正歯科専門医制度規則第6条（3）の臨床研修が可能な条件を満たすこと
 - (2) 研修指導医が1名以上常勤していること
 - (3) 原則、歯科矯正診断料ならびに顎口腔機能診断料の算定可能な施設の届出を行なっていること
- 第6条 認定研修施設の審査は、学会研修施設審査委員会が行い、理事会の承認を経て、日本歯科専門医機構へ認定審査を申請するものとする。
2. 認定研修施設の審査は、年1回行う。
 3. 審査のための実地調査を行うことができる。
- 第7条 学会が審査の結果適正と判断した研修施設は、日本歯科専門医機構の審議におい

て相当と認められた場合、機構認定研修施設として認定される。

2. 前項により認定された研修施設について機構認定研修施設としての登録及び認定証の交付については日本歯科専門医機構が定めるところによる。

第8条 基本研修施設および臨床研修施設は、研修の実態を年1回報告しなければならない。

2. 研修の実態報告については別に定める

第9条 認定研修施設の施設内容の変更や認定研修施設責任者の異動があった場合には、3か月以内に変更届けを必要な書式とともに学会に提出する。

第2章 認定研修施設の更新

第10条 認定研修施設は5年毎に更新しなければならない。

2. 更新の要件および申請方法については別に定める。

第11条 認定研修施設の更新審査は、学会研修施設審査委員会が行い、理事会の承認を経て、日本歯科専門医機構へ認定申請するものとする。

第12条 学会が更新審査の結果適正と判断した研修施設は、日本歯科専門医機構の審査において相当と認められた場合、機構認定研修施設として認定される。

2. 前項により認定された研修施設について機構認定研修施設としての登録及び認定証の交付については日本歯科専門医機構が定めるところによる。

第3章 認定研修施設の資格喪失

第13条 基本研修施設は、次の各号のいずれかに該当する場合、日本歯科専門医機構認定資格を失う。

- (1) 施設より辞退を申し入れ、学会が受理したとき
- (2) 矯正歯科専門医制度規則第4条に定める必要条件を欠いたとき
- (3) 矯正歯科専門医制度規則第8条、第9条に定める報告を行わなかったとき
- (4) 提出書類等に虚偽があったとき
- (5) 学会が基本研修施設として不適格と認めたとき

第14条 臨床研修施設は、次の各号のいずれかに該当する場合、日本歯科専門医機構認定資格を失う。

- (1) 施設より辞退を申し入れ、学会が受理したとき
- (2) 矯正歯科専門医制度規則第5条に定める必要条件を欠いたとき
- (3) 矯正歯科専門医制度規則第8条、第9条に定める報告を行わなかったとき
- (4) 提出書類等に虚偽があったとき
- (5) 学会が臨床研修施設として不適格と認めたとき

第4章 補 則

第15条 本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、専門医委員会、理事会の議を経て歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附則

1. 本規則は、令和4年2月28日より施行する。
2. 本規則は、令和6年5月16日に改正し、同日から施行する。

認定研修施設制度施行細則

- 第1条 公益社団法人日本矯正歯科学会認定研修施設制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 規則第3条により申請をしようとする大学の附属病院診療科およびその他の施設は、基本研修施設指定申請書または臨床研修施設指定申請書を学会に提出しなければならない。
- 第3条 規則第4条における基本研修が可能な条件とは以下のすべてを満たすこととする。
- (1) 複数の診療科を有する病院で、主に矯正歯科治療を行い、原則とし研修指導医が科(室)長を務めている診療科(室)であること。
 - (2) 基本研修に必要な設備・機材が整っていること。
 - (3) 基本研修に必要な患者が確保できること。
 - (4) 基本研修に必要なカリキュラムが整っていること。
- 第4条 規則第5条における常勤とは、年間1320時間以上の勤務状態をいう。
2. 臨床研修が可能な条件とは以下のすべてを満たすこととする。
- (1) 複数の診療科を有する病院もしくは診療所で、主に矯正歯科治療を行い、原則として研修指導医が常勤している診療所であること。
 - (2) 臨床研修に必要な設備・機材が整っていること。
 - (3) 臨床研修に必要な患者が確保できること。
 - (4) 臨床研修に必要なカリキュラムが整っていること。
- 規則第7条の指定にあたっては、年間の研修定員を指定することがある。
- 第5条 規則第8条に定める報告として基本研修施設および臨床研修施設は毎年、所定の期日までに次の各号を提出しなければならない。
- (1) 基本・臨床研修実態報告書
 - (2) 基本・臨床研修評価記録
- 第6条 規則第10条に定める更新申請において、基本研修施設および臨床研修施設の施設代表者は、所定の期日までに基本・臨床研修施設指定申請書（更新）を提出しなければならない。
2. 更新の要件は、本細則第3条、4条に定めるもののほか次の各号を満たすものとする
- (1) 基本・臨床研修実態報告書が毎年適切に提出されていること
 - (2) 基本・臨床研修評価記録が毎年適切に提出されていること
 - (3) 基本・臨床研修に必要な新患者数が確保された診療実績があること
 - (4) 基本・臨床研修に必要な延べ患者数が確保された診療実績があること

附則

1. 本細則は、令和4年2月28日より施行する。
2. 本規則は、令和6年5月16日に改正し、同日から施行する。